

News Release 2026年2月13日

当行に届け出ている在留期限が経過したお客さまとの預金取引の一部制限について

株式会社七十七銀行（代表取締役頭取 小林 英文）では、口座を開設されている外国籍のお客さまに在留カード等をご提示いただき、在留資格や在留期限等を確認させていただいております。

かねてよりご案内のとおり、当行にお届けいただいている在留期限等が経過したお客さまとの預金取引につきましては、犯罪収益移転防止法および預金規定等に基づき、やむを得ず、一部取引を制限させていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制限する取引

ATMや窓口での払出、振込、振替取引（公共料金等の引き落としは除く）

2. 取引制限が始まる日時

在留期間満了日の翌日0時

3. 在留カードの届出手続について

当行各支店窓口またはセブン銀行のATM（2026年2月16日(月)～）にてお手続きいただけます。

お手続き方法	お手続きに必要となる書類等
当行各支店窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳またはキャッシュカード ・更新後の在留カード
セブン銀行 ATM	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカード ・更新後の在留カード ・SMS を受信可能な携帯電話番号 <p>※制限解除に数日かかる場合がございます。</p>

※その他、詳細については当行ホームページをご覧ください。

<https://www.77bank.co.jp/oshirase/gaikokuseki.html>

○お手続き等のご案内

日本語版：https://www.77bank.co.jp/pdf/oshirase/gaikokuseki_ja.pdf

英語版（English）：

https://www.77bank.co.jp/pdf/oshirase/gaikokuseki_en.pdf

ネパール語版（Nepal）：

https://www.77bank.co.jp/pdf/oshirase/gaikokuseki_ne.pdf

ベトナム語版（Vietnamese）：

https://www.77bank.co.jp/pdf/oshirase/gaikokuseki_vi.pdf



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

七十七グループは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



もっと、ずっと、地域と共に。

4. その他

お手続き等についてご不明の場合は、以下の窓口までご相談ください。

七十七銀行 コンプライアンス統轄部 フリーダイヤル0120-009-007

以上

(関連する S D G s)



S D G s (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループの S D G s 宣言～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、S D G s に対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「S D G s 実践計画」を策定しております。

(参考) 警察庁事務連絡（2024年12月24日発出）

在留期間が満了した外国人の預貯金口座からの現金出金及び他口座への振り込みへの対応等について

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/20241224hansyu.pdf>